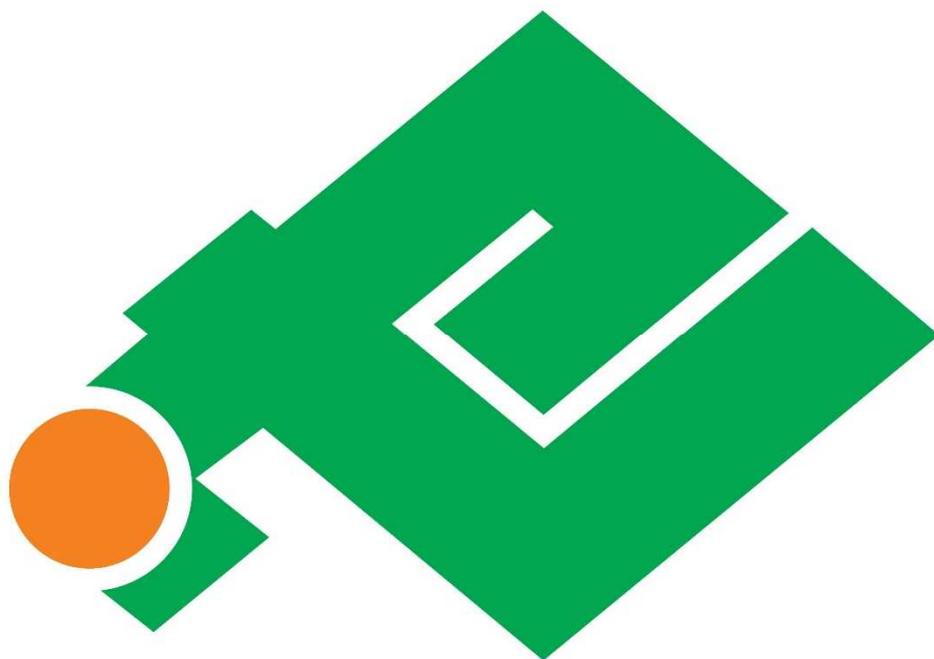


# せたな町

## 男女共同参画基本計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年4月

せたな町

## はじめに

平成17年9月に誕生したせたな町では、「みんなの笑顔と力で創ろう、未来のせたな」をテーマとした第1次せたな町総合計画を策定し、新たな計画として現在、第2次せたな町総合計画『輪になって つなぐ「せたな」の夢未来』をキャッチフレーズに区や世代をこえた町民相互のつながりをもったせたな町全体の連帯感・一体感を大切にする笑顔あふれるまちづくりを進めております。

近年、少子高齢化や人口減少など私たちの生活を巡る状況が変化していくなかで、男女が「男性が仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、互いに人権を尊重し合い、対等なパートナーとして、あらゆる場面において、その個性や能力を発揮できる社会づくりが必要となっております。

しかし、一方では、未だ性別で役割を決めてしまう考えが根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女の仕事と生活の調和など、男女共同参画社会の実現のためには、まだ多くの課題が残されております。

せたな町においても、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「第2次せたな町男女共同参画基本計画」を策定し、これまでの取組みを踏襲しながら、家庭、地域、職場、学校など地域社会における男女の対等な関係を発展させる新たな計画を策定いたしました。

今後も、町民の皆様と行政が一体となって、人権重視を基本に、これからの社会を担う次世代のため、あらゆる分野への男女共同参画の推進に取り組んで参る所存でありますので、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

令和4年4月

せたな町長 高橋 貞光

## 〈目 次〉

1	計画の趣旨	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 国や北海道の動向	1
	(3) 基本理念	3
	(4) 計画の位置づけ	4
	(5) 計画期間	4
2	せたな町の現状	6
	(1) 人口と少子高齢化	6
	(2) 出生の状況	7
	(3) 女性の就労状況	8
3	計画の推進体制	10
	(1) 庁内推進体制の整備	10
	(2) 住民・団体との連携	10
	(3) 国・道との情報収集と連携	10
4	計画の体系	11
5	SDGsと男女共同参画	12
6	行動計画	13
	基本方針1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	13
	基本的施策1 男女共同参画に向けた意識改革・啓発活動の推進	13
	基本的施策2 男女共同参画に向けた教育の推進	14
	基本的施策3 人権尊重の意識づくり	15
	基本方針2 男女が共に社会参画できるまちづくり	16
	基本的施策1 地域社会における男女共同参画の推進	16
	基本的施策2 男女共同参画に向けた行政の推進	17
	基本的施策3 集口の場における環境の整備	18
	基本的施策4 男女の仕事と家庭生活の両立支援	19
	基本方針3 誰もが安心して暮らせるまちづくり	20
	基本的施策1 生涯にわたる総合的な支援体制の推進	20
	基本的施策2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	21
	基本的施策3 高齢者や障がい者、ひとり親世帯など安心して暮らせる 環境づくり	22

## 1 計画の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、少子高齢化や人口減少など私たちの生活を巡る状況が変化していくなかで、男女が平等に家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において、男女が互いに人権を尊重し合い、性別差別を受けることなくその個性と能力を十分発揮できる社会づくりが必要となっています。

国においては、平成11年に男女共同参画社会の実現をめざした「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年、平成12年には「男女共同参画計画」が策定し、最重要課題として総合的な取組みを推進してきました。

こうした中、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務づけられるなど、男女平等参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入るとともに、男女と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組みが求められています。

北海道においても、平成30年に「第3次北海道男女平等参画計画」が策定され、男女平等参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

せたな町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画実現に向けて、平成29年に「せたな町男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

せたな町男女共同参画基本計画も、令和3年度で終了となるため、これまでの取組みを踏襲しながら、さらに発展させる計画として、「第2次せたな町男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定し、男女一人ひとりが自立し、対等な立場で自分らしい生き方ができる社会を目指します。

### (2) 国や北海道の動向

#### ① 国における動向

国においては、国際社会の動きと相まって昭和60年の女子差別撤廃条約への批准をはじめ、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の制定や労働基準法の一部改正など、法律、制度面での整備が進められました。

平成11年、男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には男女共同参画基本計画が策定され、その後、平成

17年には第2次男女共同参画基本計画、平成22年には第3次男女共同参画基本計画、平成27年には第4次男女共同参画基本計画、そして、令和2年12月25日に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定され、様々な施策が推進されています。

「第5次男女共同参画基本計画」においては、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、目指すべき社会として改めて4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

- 1、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## ② 北海道における動向

北海道では、平成13年に国の基本法の制定に伴い、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成30年3月には「第3次北海道男女平等参画基本計画」が策定され、『輝き続ける北海道』を目指して男女平等参画社会の実現に向け、施策を推進しています。

第3次北海道男女平等参画基本計画においては、「意識変革の推進」「様々な分野における女性の活躍の促進」「配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進」の3つの視点から、人々の意識の変革・理解、女性が仕事と家庭生活を両立し個性と能力を十分に発揮できる環境づくり、人権が尊重される社会の実現に向けて、基本計画の推進体制の強化を講じています。

こうした状況を踏まえ、平成30年以降、向こう10年間を見通し、北海道における男女平等参画社会の施策が掲げられております。

## ③ せたな町における動向

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、努力義務とされており、第1期として平成29年度から平成33年度までの5年計画を策定し、これまでも、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき、男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現に向け努めて参りました。

しかし、この間、少子高齢化の進展や、経済の低迷、雇用環境の悪化など、町民を取り巻く環境が大きく変化し、人口減少に歯止めが掛からず、令和3年4月の住民基本台帳では、65歳以上が全体の47%を超え、平成28年4月から6ポイントも増加している状況です。

せたな町の活力である高齢世代を支え、若年世代にとって住みよいまちにするためにも、家庭、学校、地域など様々な教育の機会を通じて、性別に差別意識をなくし、一人の人間として尊重され、男女が互いに認め合い共に支え合う社会に向け、これまでの慣行にとらわれず、家庭生活、職業生活、地域生活のバランスのとれたライフスタイルへ転換し、男女が共に家庭と社会における責任を担うことができるよう、女性を取り巻く環境の意識づくりに努めていきます。

### (3) 基本理念

国では、「男女共同参画社会基本法」で、次の5つの基本理念を掲げています。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

本計画では、当該「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念及び上位計画に基づき、男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会を基本に、家庭・地域・事業所などが協力・連携を図りながら、男女一人ひとりが自立し、対等な立場で自分らしい生き方ができる社会を目指して、次の基本理念を設定しております。

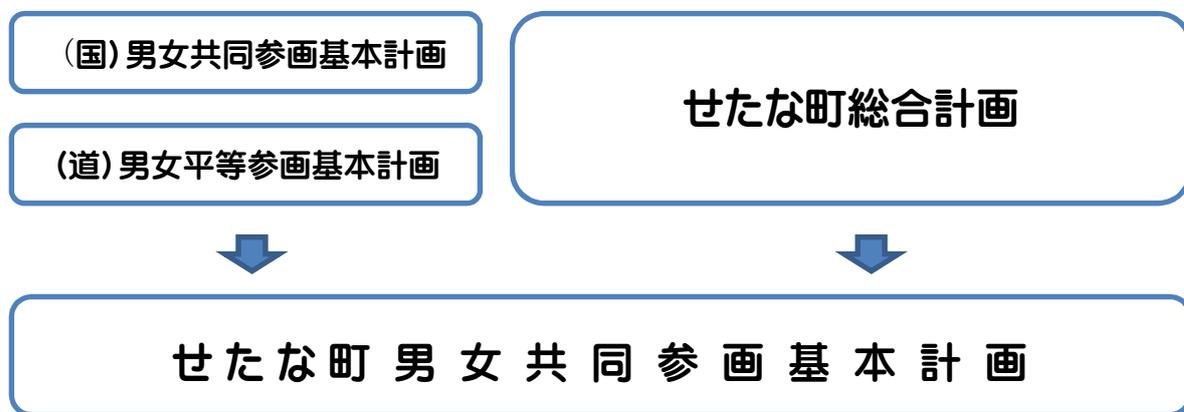
**基本理念 「男女が互いに協力し、支え合うまちづくり」**

#### (4) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の男女共同参画基本計画及び道の市町村男女共同参画計画を踏まえ「せたな町総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画の視点によって、引き続き、施策を推進していきます。

また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項における推進計画と位置づけます。

#### 【せたな町男女共同参画社会の形成】



#### (5) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、国内外の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

### 【男女共同参画社会基本法】

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域における総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

（都道府県推進計画等）

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

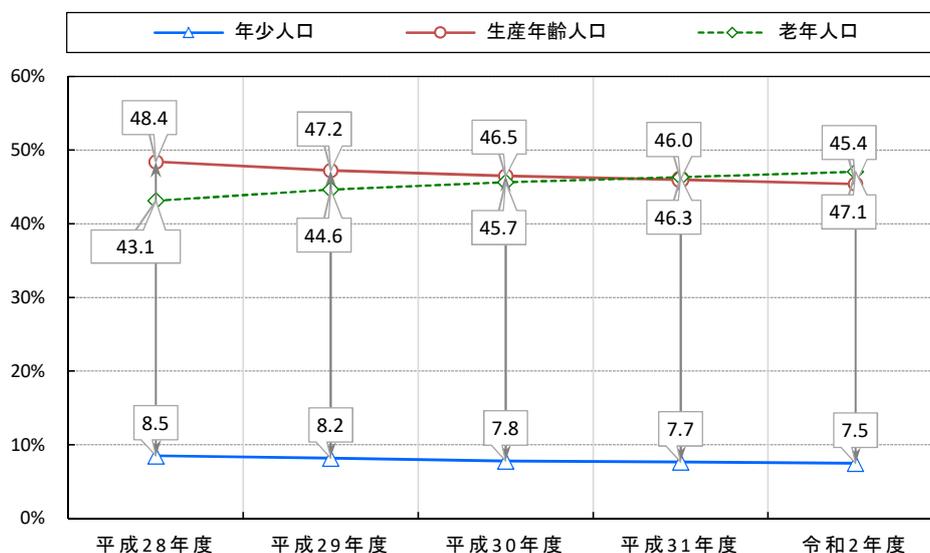
## 2 せたな町の現状

### (1) 人口と少子高齢化

せたな町の人口は、令和2年度末時点で7,493人で、4年前の平成28年度末時点と比較すると864人、11.5ポイント%減少しています。

年齢別にみると老年人口（65歳以上）3,526人（47.1%）、生産年齢人口（15歳～64歳）3,406人（45.4%）、年少人口（15歳以下）561人（7.5%）と、加速して上昇しているのが高齢化率で、平成28年度末時点では43.1%と4ポイント増加し、少子高齢化が年々進行しています。今後もこの傾向は続くものと思われます。

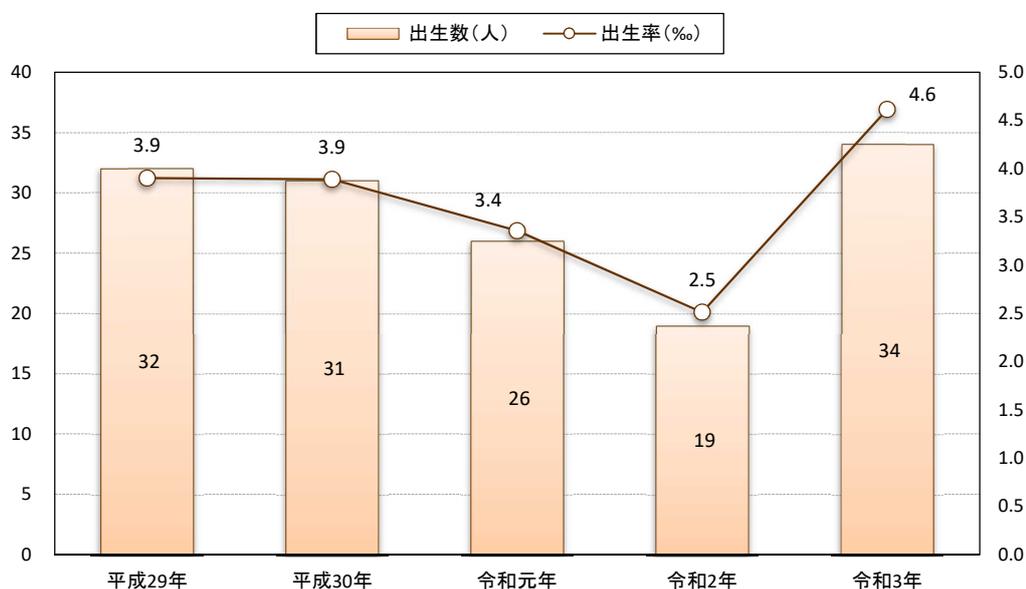
■総人口・年齢三階層別人口（住民基本台帳） ※各年度3月末日現在



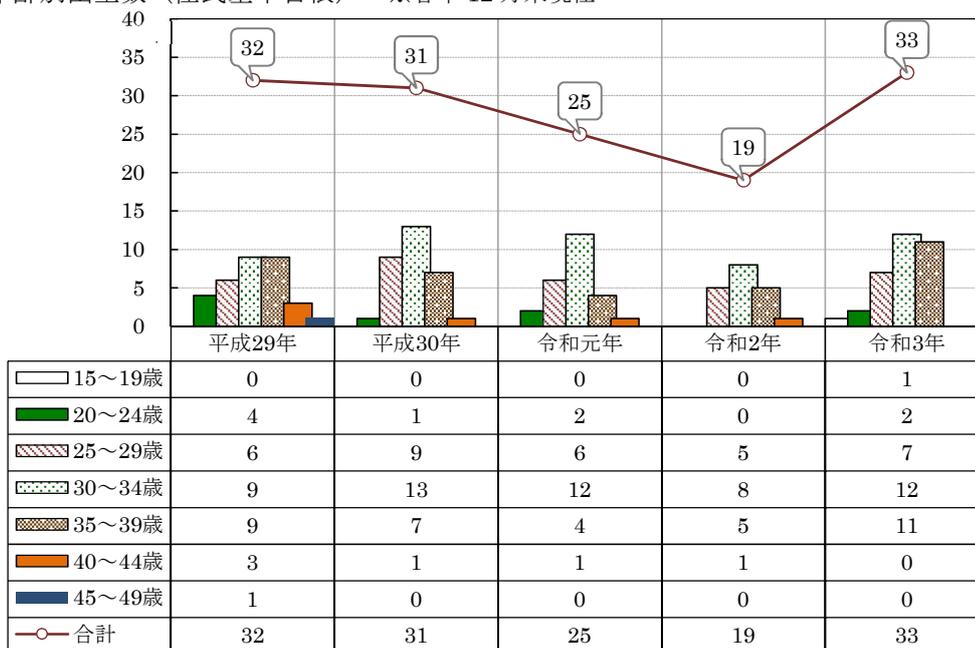
## (2) 出生の状況

せたな町の出生数の推移をみると、平成23年の47人をピークに、平成25年以降は40人を下回り、平成29年には32人、3.9%（パーミル＝ある年に生まれた子どもの数を、その年の人口で割ったものを1,000倍した数）、その後も減少の一途をたどり、令和3年には34人、4.6%に回復したものの、今後も減少傾向が続くと推測します。また、母親の年齢別出産割合は、30～34歳代の割合が多く、令和3年では35～39歳代の割合も多く、晩婚化の傾向が現れています。

■せたな町の出生数（住民基本台帳） ※各年12月末現在



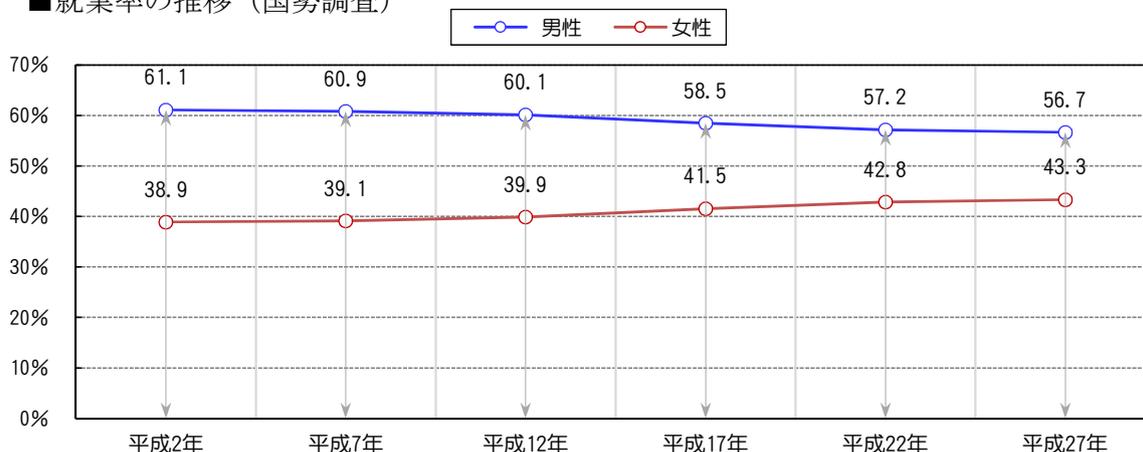
■母親の年齢別出生数（住民基本台帳） ※各年12月末現在



### (3) 女性の就労状況

国勢調査から女性の就業率をみると、平成2年から平成27年にかけて男性は徐々に減少していますが、女性は増加傾向にあります。

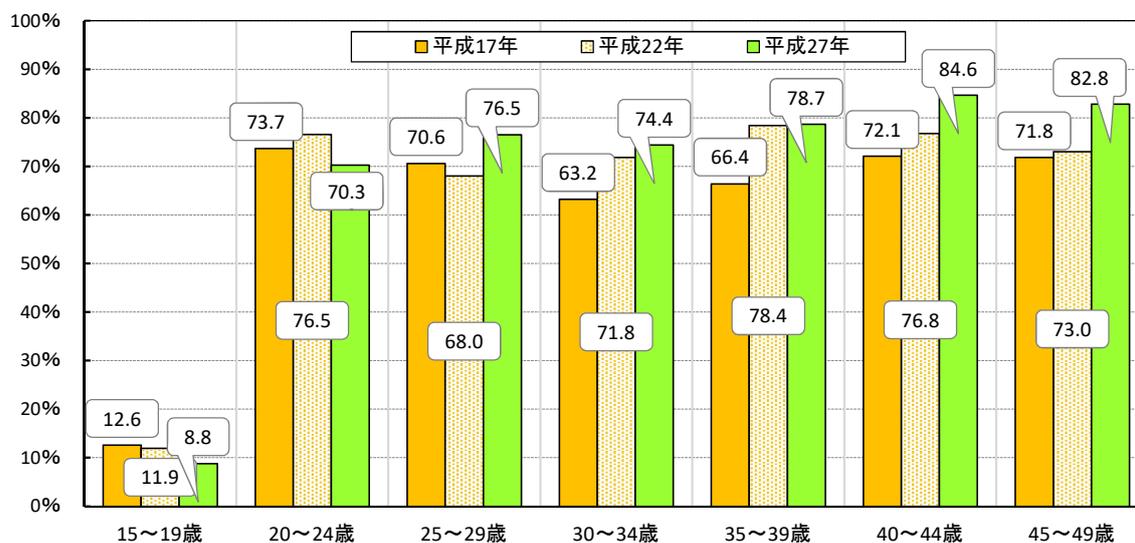
■ 就業率の推移（国勢調査）



女性の年齢別就業率では、30歳代から40歳代にかけ、出産・子育て期の年齢層において就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」が国の特徴とされておりますが、平成27年の就業率では、20代後半から40代後半まで平成22年を上回り、40歳代では80%を超える就業率となっております。

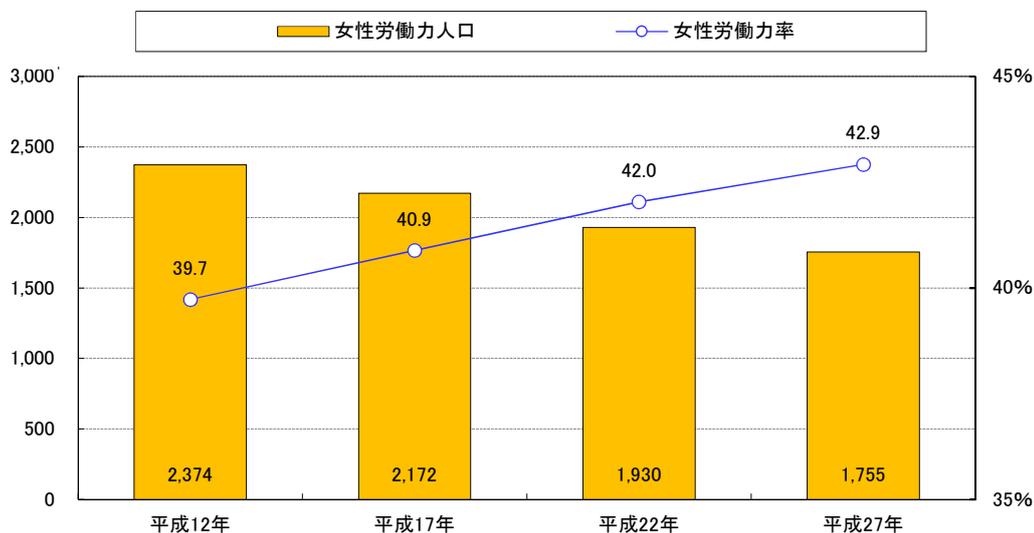
これは、家庭と仕事を両立しようとする女性の意欲の高まりから共働き世帯が増加傾向にあるとともに、未婚・晩婚化、結婚・出産年齢の変化、結婚・出産に伴う退職の動向の変化、雇用形態の変化等の様々な要因によって、就業を続ける女性が増えていることと推測します。

■ 女性の就業率の推移（再生産年齢〈15～49歳〉）／国勢調査

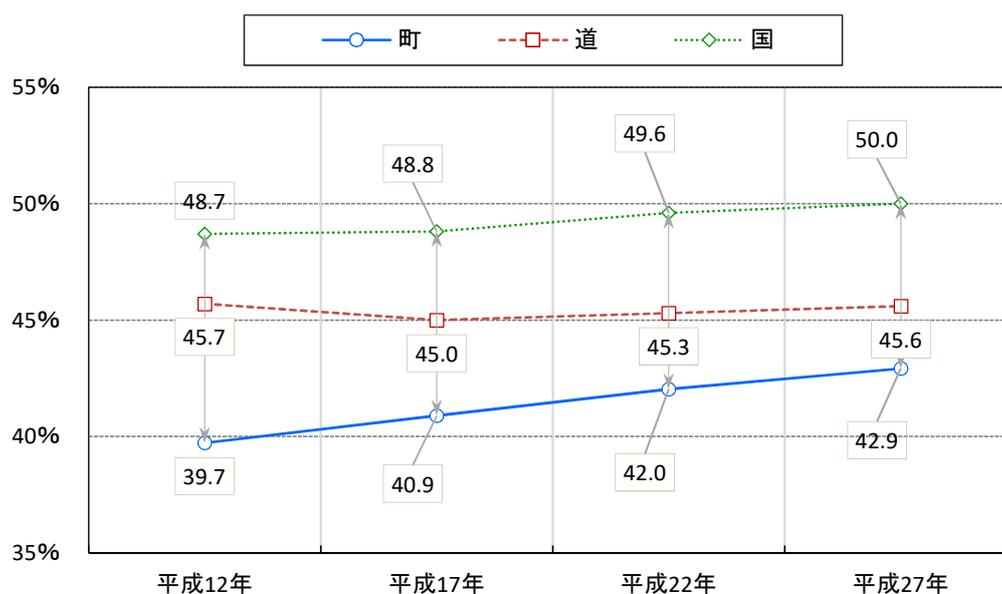


一方、女性の労働力人口は年々減少傾向にあり、女性労働力率は漸増傾向にあります。平成27年の国と道との比較では、国では50.0%、道で45.6%で町の労働力率は低くなりますが、国及び道に加え、町でも微増傾向にあります。

■女性の労働力人口と労働力率（国勢調査）



■女性の労働力人口と労働力率の国・道との比較（国勢調査）



### 3 計画の推進体制

#### (1) 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたって、せたな町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるとともに、全庁的かつ総合的に取組を実施します。

#### (2) 町民との協働による推進

男女共同参画基本計画における各種施策を、総合的かつ効果的に進めていくためには、地域住民や各種団体などとの協働のもと連携して取り組む必要があります。

地域住民の意見や提言等を施策などに反映させるため、各種会議、座談会の開催、住民をはじめ企業・地域団体等の各種団体、行政関係機関などと連携・協働して本町の男女共同参画のまちづくりを推進します。

#### (3) 国・道との情報収集と連携

本計画の効果的な推進を図るため、国・道との連携を図りながら先進事例などの情報を収集し情報を広く町民に提供します。

## 4 計画の体系

せたな町では、1の(3)で述べた基本理念を達成するため、3つの基本方針とそれぞれの基本的施策を掲げ、男女共同参画社会の実現に努めます。

基本理念	基本方針	基本的施策
男女が互いに協力し、支え合うまちづくり	<基本方針1>  男女共同参画の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識改革・啓発活動の推進
		2 男女共同参画に向けた教育の推進
		3 人権尊重の意識づくり
	<基本方針2>  男女が共に社会参画できるまちづくり	1 地域社会における男女共同参画の推進
		2 男女共同参画に向けた行政の推進
		3 就労の場における環境の整備
		4 男女の仕事と家庭生活の両立支援
	<基本方針3>  誰もが安心して暮らせるまちづくり	1 生涯にわたる総合的な支援体制の推進
		2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
		3 高齢者や障がい者、ひとり親世帯など安心して暮らせる環境づくり

## 5 SDGsと男女共同参画

平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の開発目標です。

わが国においても、平成28年（2016年）5月に関係省庁が連携し、一体となって取り組むため、国家戦略として、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し「持続可能な強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」をめざす方針を打ち出しております。

また、この指針のなかで、「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

持続可能なまちづくりを進める本町においても、SDGsに掲げられている17の目標について、自治体の世界最大組織である都市・自治体連合（United Cities and Local Governments）が提唱する取組方針を参考に、本計画の施策においても推進を図っていきます。

### ●基本方針とSDGsとの関連性

基本方針	関連するSDGs				
【基本方針1】 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	1 貧困をなくそう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
【基本方針2】 男女が共に社会参画できるまちづくり	1 貧困をなくそう	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
【基本方針3】 誰もが安心して暮らせるまちづくり	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に

### 【本計画に関連する主なSDGsの目標】

	1：貧困をなくそう		8：働きがいも 経済成長も
	3：すべての人に 健康と福祉を		10：人や国の不平等を なくそう
	4：質の高い教育を みんなに		16：平和と公正を すべての人に
	5：ジェンダー平等を 実現しよう		

## 6 行動計画

### 〈基本方針1〉 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

#### 基本的施策1 男女共同参画に向けた意識改革・啓発活動の推進

##### 現状と課題

- せたな町では、男女共同参画に関する啓発活動について、国や道の制度周知等に努めてきましたがせたな町独自の活動には至っておりません。
- せたな町の労働力率の指標を見ると、国や道に比べ低い水準となっており、従来の固定的な役割分担意識が未だに残っていることと予想されます。
- このような現状を踏まえ、様々な機会や媒体を通じて啓発活動や情報提供を行い、学校、家庭、地域や団体等において、あらゆる場や機会を通じて、町民の男女平等参画教育の推進に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女共同参画に向けた意識改革・啓発活動の推進	①広報・ホームページ等による情報提供及び啓発 ②男女共同参画に関する研修会、講演会や学習会の開催 ③性別的な役割分担に対する意識の見直し ④各種団体などに対する意識啓発の推進	・広報せたな、町ホームページ等により男女共同参画に関する情報提供・啓発を行う。 ・男女共同参画に対する意識を高めるため、男女共同参画について考える場や学習する場の提供 ・町ホームページなどの行政情報において、男女の役割を固定的に扱うことのないよう表現などに配慮する。 ・男女共同参画に関する町民の自主的な学習活動への支援

## 基本的施策 2 男女共同参画に向けた教育の推進

### 現状と課題

- 男女共同参画の推進のためには、女性の社会参画の促進と共に男性の家事、子育て、介護等の家庭生活への参加が必要となります。そのためには男性への家庭生活に関する学習の機会が必要です。
- また、学校教育等において、命や性別による人権尊重の教育、啓発の充実に努めることも必要です。
- このことから、互いの人権を尊重し合い、男女平等の視点に立った考え方や行動を身につけることのできるよう、生涯にわたって家庭や学校、社会などあらゆる場所において男女平等の教育、学習機会の充実に図ります。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女共同参画に向けた教育の推進	①学校等における男女共同参画の学習の推進  ②家庭内や地域における学習の推進  ③生涯学習での男女共同参画の推進	・命や性、人権についての教育の充実に図るため講座の実施  ・育児や介護等に関する男性への学習機会の提供  ・男女が自らの意思で、社会のあらゆる分野に参画する力をつけるため、生涯学習・保健福祉関連講座など、男女共同参画に関する啓発活動の実施

### 基本的施策 3 人権尊重の意識づくり

#### 現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわりなく誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野における活動に参画できることが必要です。
- また、女性に対するあらゆる暴力は、基本的人権を大きく侵害する深刻な問題となっており、女性だけでなく子どもや高齢者に対する虐待や学校における「いじめ」の問題も深刻化しており、各世代において人権に関する意識の醸成が必要です。
- このような現状から人権に関する教育の充実や啓発活動ならびに女性に対する暴力の根絶、性犯罪等の未然防止のための取り組みが必要です。

施策の方向	取組項目	取組内容
・人権尊重の意識づくり	①関係機関と連携した人権を守るための相談体制の充実 ②人権尊重意識に基づいた学校教育の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員や学校等と連携し、人権教育の推進及び人権問題に対する意識の啓発や人権意識の普及や啓発を図るため、特設人権相談会等の相談機会の充実</li> <li>・人権の花運動、人権教室等の学習機会を提供し、地域活動を通じた人権教育の推進</li> <li>・男女共同参画を阻害するあらゆる暴力、特に女性に対する暴力を根絶するため、相談体制の整備、性犯罪等の未然防止及び早期発見に向け、庁内関係部署・各相談機関、警察等との連携</li> </ul>

## 〈基本方針 2〉 男女が共に社会参画できるまちづくり

### 基本的施策 1 地域社会における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

- 全国的に各分野において女性参画が進んできており、PTA活動や子ども会活動など、男性より女性の方が多く参加している状況にあります。しかし、政策・方針決定過程における参画については、町内各団体、自治会など役員等への参画状況は少なく、女性の意見が反映されづらい状況にあることや、固定的な役割分担意識についても未だ残っていることが予想され、地域における意思決定の場への女性の参画率は少ないのが現状となっています。
- 地域活動の場において、男女の意見がともに反映されバランスがとれた施策ができるよう、あらゆる立場の方がまちづくりに関わることができる環境整備に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・地域社会における男女共同参画の推進	①地域活動の役職などにおける積極的な女性登用の促進 ②女性が政策・方針決定機関への参加意欲を促す啓発 ③地域活動における男性の参画促進 ④高齢者の地域活動への参画支援	・政策決定の場をはじめとした社会参画につなげていくため、最も身近な社会参加の場である地域活動において、女性の参画を推進 ・自治会などの地域活動の場において、男女が共に等しく参画できる環境を整え、地域活動における女性のスキルアップを支援 ・女性が中心となっているPTA活動等の地域活動における男性参加の促進 ・退職後も地域社会に貢献し、生きがいを持てるよう就労機会の提供を促進

## 基本的施策 2 男女共同参画に向けた行政の推進

### 現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが活動の場を広げ、あらゆる分野に多様な考え方を取り入れることが必要とされております。
- 活動あるまちづくりを進めるためには、女性が本来もっている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策結果過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策を当然にできるよう、あらゆる分野への女性が参画しやすい環境を整えることが必要です。
- 行政においても、男女共同参画に対する意識向上のために研修機会の充実や管理職層への積極的な女性登用の推進、男女共同参画計画の理解、制度の活用促進に努めていかなければなりません。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女共同参画に向けた行政の推進	①管理職層への積極的な女性登用 ②町の審議会等委員への女性の登用 ③農林業・商工観光業における男女共同参画の推進 ④職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ⑤男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	・女性職員が専門知識を身に付け、能力を十分に発揮できるよう人材育成の充実、管理職への女性登用の促進 ・各種審議会等における積極的な女性委員の登用を推進 ・女性の政策方針決定過程への参画拡大や就業環境を改善するなど、男女が共に地域の活性化や農林業・商工観光業の振興に参画できるよう支援 ・防災、地域おこし、まちづくり、観光などあらゆる分野において、男女共同参画を推進し、多様な視点を生かした活力ある地域づくりの推進

### 基本的施策3 就労の場における環境の整備

#### 現状と課題

- わが国においては、男性は仕事、女性は家庭を守るといった固定的な役割分担意識が根強く残っており、性別に関わりなく就労の場に進出し活躍できる機会が必要です。
- 若年層では、男性の家事への参画意識が高まりもみられますが、職場や地域活動への女性の参画と同時に、性別に関わらず一人ひとりの状況に応じた職業生活を送ることができるような環境づくりが必要です。
- 就労の場において、男女が共に均等な機会と待遇の確保が図られるよう制度の周知及び意識啓発を推進します。

施策の方向	取組項目	取組内容
・就労の場における環境の整備	①男女共同参画の啓発 ②地域の事業者との連携と啓発 ③多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 ④女性の多様な働き方への支援	・男女共同参画に関する制度の周知 ・町内の事業所に対して、就業の場における男女共同参画の啓発活動及び雇用に関する法令・制度の周知 ・多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時保育、学童保育をはじめとする保育サービスの実施 ・女性の様々な働き方についての環境整備に向けた啓発及び情報提供 ・女性の就業や能力向上に関する情報提供及び研修機会の拡大

## 基本的施策 4 男女の仕事と家庭生活の両立支援

### 現状と課題

- 育児や介護については、少子高齢化や核家族など家族形態の多様化が進む中、地域や社会全体で支援するということが重要となります。しかし、現状では女性に偏っている場合が多く、より一層の男性の家庭生活への参加が必要です。
- 家庭においては、依然として家事の全般を女性が担うなど性別による固定的役割分担がみられますが、若年層では男性の家事への参画意識の高まりもみられ、職場や地域活動への女性の参画と同時に、男性の家庭生活への参加がしやすい環境づくりが必要です。
- また、保育サービスの充実や子育て支援の拡充など、幼児教育や保育及び放課後児童クラブなどの学童保育の充実を図り、今後もより一層のサービスの充実が求められています。
- 男女がともに働き方や家庭生活での意識を変え、充実した生活を送るためには、長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行を見直すとともに、男性も家事・育児・介護等へ参画するなどワークライフバランスを推進していくことが重要となります。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女の仕事と家庭生活の両立支援	①職場における仕事と家庭の両立支援の促進 ②男性の家庭生活への参加啓発 ③母子保健事業への参加促進 ④保育環境の充実と家庭に応じた経済的支援の充実	・子育てと介護を女性だけではなく、男性への理解を促進し、女性が働き続けることができるよう、育児・介護休暇制度をはじめとした支援制度の充実に向けた啓発活動の実施 ・育児、介護休業等の両立支援制度の周知啓発及び長時間労働の抑制、年次休暇取得促進 ・母子保健事業への参加啓発

## 〈基本方針3〉誰もが安心して暮らせるまちづくり

### 基本的施策1 生涯にわたる総合的な支援体制の推進

#### 現状と課題

- 女性とは異なる身体上の特性から健康上の様々な問題に直面することがあり、男女が互いの特性を理解するとともに女性の乳幼児期から高齢期までの各段階における健康上の課題に留意し、男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、個人の健康づくり支援の充実に努めます。
- また女性は、妊娠・出産を経験する場合もあり、妊娠出産期における様々な制度の周知や制度の活用促進に向けた啓発活動を進めるとともに、さまざまな状態の変化がみられる時期などの健康保持について支援の充実に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・生涯にわたる総合的な支援体制の推進	①健康診査など予防対策の充実 ②健康づくり事業の充実 ③母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の早期発見や早期治療のため各種健康診査や予防接種、がん検診などの予防対策の充実に努めます。</li> <li>・生活習慣病の予防やこころの健康づくり、健康相談など、正しい知識の普及啓発に努め事業の充実に努めます。</li> <li>・妊婦、乳幼児の健康診査や育児相談など、母子のための健診、相談の充実に努めます。</li> </ul>

## 基本的施策 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

- DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等のあらゆる暴力の根絶に向けて世代を問わず、性に関する意識の高揚を図ります。
- 配偶者等に対する暴力は重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき課題であるため、その予防と救済措置を講じる相談・支援体制の充実に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	①各種関係機関との連携強化によるDV被害の早期発見・対応  ②DV未然防止のための啓発活動・情報提供  ③セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の根絶に向けて広報・啓発活動及び相談体制の充実</li> <li>・被害者の保護、早期発見、情報収集を図り、警察、医療機関、民生委員など関係機関と連携を強化</li> <li>・DV被害に関する相談や一時保護についての相談体制を充実し、北海道と連携した取り組みを徹底する</li> <li>・ストーカー行為、性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くための意識啓発</li> </ul>

### 第3 高齢者や障がい者、ひとり親世帯など安心して暮らせる環境づくり

#### 現状と課題

- 高齢者や障がい者、ひとり親世帯など、社会情勢の変化に伴い、さまざまな困難を抱えている人たちが自立して生活し、社会のあらゆる場面に参画できるよう、各種支援サービスや相談体制など、安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。
- 男女がともに介護を担うことができ、家族や地域が支え合い安心して介護ができるまたは受けられるための福祉の充実に努めます。
- 男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれが互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりに努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
<p>・ 高齢者や障がい者、ひとり親世帯など安心して暮らせる環境づくり</p>	<p>① 高齢者や障がい者の自立した生活に対する支援</p> <p>② 高齢者の生きがい対策や介護予防等の推進</p> <p>③ ひとり親世帯の自立した生活に対する支援</p>	<p>・ 障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けるための公共施設等のバリアフリー化などの対策</p> <p>・ 障がい児の早期療養に向け、関係機関が一体となった総合的な支援体制の構築</p> <p>・ 高齢者が住み慣れた地域で、これからも安心して生活できるよう、生きがいづくりの支援</p> <p>・ より充実した介護が受けられるよう老人福祉施策の充実</p> <p>・ ひとり親世帯の生活安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を実施</p>